

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年9月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400210号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400067号

第1 結論

請求者のA社における、平成19年*月*日から同年*月*日までの期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成19年*月*日から同年*月*日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年*月*日から同年*月*日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年*月*日から同年*月*日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。平成19年*月*日に子供が生まれたため、同年*月*日から同年*月*日までの期間は、有給休暇と出産による特別休暇を取得した期間である。また、給与から平成19年*月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる賃金支給明細書を提出するので、調査の上、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者、日本年金機構及びA社から提出された賃金支給明細書(以下「明細書」という。)により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に基づく標準報酬月額は62万円であるところ、事業主により標準報酬月額38万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における平成19年*月の標準報酬月額については、明細書により

確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付したか不明であると回答しているものの、日本年金機構から提出された厚生年金保険育児休業取得者申出書（写）（以下「申出書」という。）によると、事業主は請求者の育児休業開始年月日を平成19年*月*日、育児休業終了予定年月日を同年*月*日とする申出書を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出（平成19年*月*日受付）していることにより、同年*月分及び同年*月分の厚生年金保険料は納付を免除されたところ、その後、事業主は、同開始年月日が誤っていたとして同年*月*日に訂正する申出書を、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（平成22年10月29日受付）していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400181号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400026号

第1 結論

平成元年*月の請求期間、平成3年3月から同年9月までの請求期間、同年11月の請求期間及び平成4年6月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年*月
② 平成3年3月から同年9月まで
③ 平成3年11月
④ 平成4年6月から同年10月まで

私は、平成3年頃から国民年金保険料を納付し始めたが、私が就職した平成5年4月までに納付しきれなかった期間の国民年金保険料(請求期間①から④までを含む。)については、就職してから、母親の国民年金保険料と一緒に職場近くの郵便局で納付していた。学生時代から年金納付は大事だと思っており、間違いなく納付しているので、調査の上、請求期間①から④までを国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成5年4月までに納付しきれなかった期間の国民年金保険料(請求期間①から④までを含む。)を、自身が就職した同年4月以降に、母親の国民年金保険料と一緒に、月に一度、約12回に渡り、定期的に納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者のオンライン記録によると、平成5年4月以降における同年3月以前の国民年金保険料の納付状況は、平成6年に4回に渡り10か月分を納付した記録となっている上、請求者の母親の国民年金保険料については、昭和57年4月から60歳到達により資格喪失するまでの期間は国民年金保険料の免除期間であり、当該免除期間を追納した記録がなく、請求者の主張どおりの納付状況ではない。

また、請求期間①の国民年金保険料は、平成5年4月時点において、時効により納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間当時から居住するA市は、文書保存期間経過のため、当時の国民

年金加入者に係る資料を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間①から④までに係る国民年金保険料の納付については確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。